

### 資料 3

## 広陵町自治基本条例（仮称） 前文案

見え消し ver.

※修正後の前文案は逐条解説書素案P8をご覧ください。

『~~かぐや姫のまち~~』広陵町は、奈良盆地の中西部に位置し、豊かな自然と大都市大阪に近接する特性から、『ほどよく都会、ほどよく田舎』の住環境に恵まれたまち、~~靴下産業やプラスチック産業のまち、竹取物語の舞台として知られる讃岐神社のほか、巢山古墳や百済寺など歴史ロマンあふれるまち~~として発展してきました。また、~~先人が築いてきた歴史文化資源、靴下産業やプラスチック産業、農産物などの地域資源、それらを活用したまちおこしを行うことで、新旧のまちづくりが融合し、人々が支え合い、助け合える優しさがあふれる~~まちを育んできました。

一方で、社会構造及び社会システムの変化により、自治の在り方が問われています。

わたしたちは、~~これまでの行政主導から~~輝く未来に向かって、協働のまちづくりを~~実践し、広陵町町民憲章を尊重するとともに、役割と責務を認識したうえで、子どもや若者が住み続けられる住みよく持続可能な地域社会を形成する~~必要があります。そのためには、（語順入替）このまちに暮らし集い、~~生まれ育ち、共に学び働いている~~ことを誇りに感じながら、人々が対話を重ね、合意形成に向けて熟議することが重要となります。

これからも、~~先人が築き息づく地域の歴史、文化、公園や田園風景などのみどり豊かな環境との調和を図るとともに、町民、町議会、行政が各々の役割を~~果たし、~~を自覚し、相互にお互いに~~補い合いつつ、協力して~~町政まちづくり~~を進め、次世代へ引き継いでいかなければなりません。

わたしたちは、広陵町のまちづくりの理念を明らかにし、~~参画と協働~~を基本に、~~町民がこの町に関係する全ての人が~~主体になるまちづくりの実現をめざすものとして、ここに広陵町自治基本条例を制定します。

コメントの追加 [K1]: 削除→後記 (K2)

コメントの追加 [K2]: 「～のまち」と韻を踏んで表記。

コメントの追加 [K3]: ・歴史文化資源→後記 (K12)  
・それらを活用したまちおこしは行っていないとの意見から削除。

コメントの追加 [K4]: 新旧のまちづくりについて意見があったため追加。

コメントの追加 [K5]: 住民WSで「人が優しい」という意見が多かったため追加。

コメントの追加 [K6]: これまでが否定されるため削除。

コメントの追加 [K7]: 審議会委員より。未来に向けてのメッセージとして追加。

コメントの追加 [K8]: 逐条解説で説明。

コメントの追加 [K9]: 正式名称は「広陵町町民憲章」。

コメントの追加 [K10]: 子どもや若者という言葉を入れた方がいいという意見から追加。

コメントの追加 [K11]: 町の半数は、町外出身であることから削除。

コメントの追加 [K12]: 1段落目で記載した歴史文化や環境を守っていくことを記載。

コメントの追加 [K13]: 平易な文章で、との意見から修正。

コメントの追加 [K14]: 逐条解説および条文中で説明。

コメントの追加 [K15]: 「町民主体」だけでなく、町議会や町職員などを含めるように修正。